

### 川内訴訟原告 再稼働を批判

鹿児島地裁

国と九州電力を相手に川内(せんだい)原発(鹿児島県薩摩川内市)の運転差し止めを求める「原発なくそう!九州川内訴訟」の第10回口頭弁論が30日、鹿児島地裁(鎌野真敬裁判長)で開かれました。

原告団を代表して意見陳述に立った鹿児島市の城眞理さんは、2

013年まで任ん



鹿児島地裁に向かって行進する「原発なくそう!九州川内訴訟」の原告団  
30日、鹿児島市

た茨城県日立市でJCO臨界事故や福島第1原発事故を体験したことについて語り、「事故が起きた場合の責任の所在が不明確なままでの再稼働は、本来あってはならないことです」と批判しました。

原告代理人の後藤好成弁護士は、原発事故の原因は未解明で「住民の避難計画や使用済み核燃料の問題など、どれ一つ解決のめどはたっていない」指摘。「万が一の事故を防ぐ

ためには、稼働を停止するしかない」と強調しました。

カルデラ火山の破局的噴火は「約9万年の周期を有している」と主張する九電に対し、原告団の大毛裕貴弁護士は、火山噴火の規則性に科学的根拠がないことを示し、「川内原発の運転期間中に破局的噴火を起す可能性が小さいとはいえない」と反論しました。閉廷後の報告会には約100人が参加し、火山物理学者の須藤靖明氏さんが講演しました。